

共同漁業権消滅補償の被補償者

——補償金配分に関する2つの判例——

田 平 紀 男*

The Lapse of Common Fishery Right and the Compensated: Two Judicial Precedents on the Distribution of Compensation Money

Norio TABIRA*

Abstract

A Fishermen's Cooperative Association is ordinarily the subject of common fishery right. The members of the Cooperative Association who have the qualification prescribed in the Exercise Regulation for Fishery Right, shall have the right of operating fisheries within the scope of the common fishery right owned by the Cooperative Association. It has not been clear which of the Cooperative Association and the members shall be compensated for the loss caused by the lapse of the common fishery right. Two judicial precedents on this matter are introduced.

はじめに

大規模な臨海工業用地などを造成するために、海面の埋立などがなされるが、その際、対象となるのは、いうまでもなく沿岸部の海面である。そこは、いわゆる沿岸・漁家漁業＝漁業権漁業の漁場である。埋立などが漁業に及ぼす影響については、いろいろな点が指摘されているが、漁業権漁業は、漁場の喪失＝漁業権の消滅という最も直接的な影響を受ける。

埋立などと漁業権とのかかる関係にかんがみ、法は埋立などに関して、漁業権者等の権利者の保護救済措置を規定している。例えば、公有水面埋立法（以下埋立法と略す。）による都道府県知事の埋立免許（同法2条1項）、出願事項の縦覧制度（同法3条）、埋立免許基準要件（同法4条）などである。又、埋立などにより権利者は損害を被るが、この損害については「正当な補償」がなされなければならない（憲法29条3項参照）。埋立法は、埋立の免許を受けた者が政令の定むるところにより権利者に対しその損害の補償をなし又はその損害の防止の施設をなすべきことを規定し（同法6条1項）、関連する諸規定をおいている（同法6条—10条、同法施行令8条—15条参照）。又、漁業法は、漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる（同法39条1項）が、政府

* 鹿児島大学水産学部水産法学研究室 (Laboratory of Fisheries Law, Faculty of Fisheries, Kagoshima University)

は、これによって生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない(同条5項)と規定しており、関連する諸規定をおいている(同条6項—14項参照)。又、農地法は、「国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があり、且つ、国土資源の利用に関する総合的な見地から適当と認められるときは、漁業権若しくは入漁権を消滅させ、又は公有水面の埋立をする権利を買収することができる」(同法56条1項)と規定し、手続、補償金などについて規定している(同条2項—8項)。これらの補償規定も、権利者の保護救済措置の例である。

ところで、埋立などによって消滅する漁業権の大部分は、いわゆる組合管理漁業権(共同漁業権、特定区画漁業権、入漁権)であり、その漁業権者は、漁業協同組合(以下組合ともいう。)又は漁業協同組合連合会(以下漁連と略す。)である。組合管理漁業権では、漁業権者たる組合又は漁連は、もっぱらその漁業権の管理にあたり、組合の組合員(漁業者又は漁業従事者であるものに限る。)であって、当該組合又は漁連がその有する各組合管理漁業権ごとに制定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当する者は、当該組合管理漁業権の範囲内において漁業を営む権利=漁業行使権を有する(漁業法8条1項)。

埋立などによる組合管理漁業権消滅、それに伴う漁業権消滅補償の事例は相当の数のにのぼると思われるが、補償金配分に関する裁判例は意外に少ない。下級審判例ではあるが注目されるべきものとして、2つの判例がある。1つは、富山地裁高岡支部昭和43年5月8日判決¹⁾(以下 III において判例〔1〕という。)であり、もう1つは、大阪地裁昭和52年6月3日判決²⁾(以下 III において判例〔2〕という。)である。

組合管理漁業権、特に共同漁業権の消滅における1つの問題は、被補償者は漁業権者たる組合(又は漁連)か、それとも漁業行使権者たる組合員か、という問題である。これは、組合管理漁業権と漁業行使権との関係をどのように理解すべきか、という古くて新しい問題でもある。上記2つの判例は、この問題について基本的に対立する見解をとっており、そのため、両者を比較することによって、問題点が明らかになるとと思われる。本稿は、上記2つの判例を紹介し、若干のコメントを行なうことを目的とする。

I 富山地裁高岡支部昭和43年5月8日判決

1 事実の概要

X 漁業協同組合(原告)は、富山県越の渦周辺の漁民が協同してその漁業の生産能率をあげ経済状態を改善することを目的として結成された漁業協同組合であるが、富山新港建設事業の実施に伴い、その有する共同漁業権を放棄し、その代償として、昭和36年、国及び富山県から漁業補償金6,600万円余の交付を受けた。

当時の X 組合の組合長 Y₁らは、小委員会(構成員 Y₁ら6名)において補償金配分原案(個人別配分額)を作成の上、昭和36年12月23日、補償金配分のための X 組合の総会を開催した。この総会においては、個人別配分額があらかじめ討議資料として公表されていなかったためもあり、議場が混乱した。そこで、Y₁らは、投網、竹筒、引き網、しじみ等の各漁種部門別に決議することとし、各部門別に配分案を読み上げたところ、しじみ部門を除く他

の各部門の者は賛成を唱えたが、しじみ部門の組合員多数は配分案に反対した。しかるに、Y₁ら組合役員は議決の手續をすることなく総会を散会した。ところが、X組合の当日の総会議事録には個人別補償金配分原案に対する組合員の承認決議があった旨記載され、Y₁ら（当時の組合幹部ら7名のほかその親族ら11名の合計18名＝被告）は、漁業補償金の名目で金員（合計約900万円）の配分を受けた。

以上の事実関係の下で、X組合は、Y₁らに対し不当利得を原因として、配分を受けた金員の近還を求めた。その根拠は、①本件漁業補償金は共同漁業権放棄の代償たる性質を有し、その配分は水産業協同組合法（以下水協法と略す。）48条1項9号、50条4号にいう「漁業権又はこれに関する物権の設定得喪又は変更」と同視すべきものであり、総会の特別決議を要し、仮に総会の特別決議事項でないとしても、本件漁業補償金は共同漁業権の消滅によってもたらされる一種の清算的剰余金というべきであり、水協法48条1項6号（現行法7号）は「剰余金処分案」が総会の議決事項であると規定しているので、本件漁業補償金の配分については総会の議決を経なければならない、②しかるに、前記X組合総会においては個人別補償金配分原案に対する総会の承認決議は存在しなかったものであり、仮にその決議が存在したとしても公序良俗に反し無効である、ということである。

X組合は、第2次的に、Y₁ら当時の組合幹部7名に対し共同不法行為を原因とする約650万円の損害賠償を請求した。

これに対しY₁らは、①本件漁業補償金は越の潟に富山新港が築港されることに伴いその用地となる区域に居住し漁業に従事する者個々に離業補償金として交付されたものであり、Y₁は組合員各自から漁業補償の交渉、契約の締結及び補償金の請求並びに補償金の受領に関する一切の権限の委任を受けて、上記組合員の代理人として本件漁業補償金の交付を受けたのである、②Y₁は上記の委任を受けているのでX組合の総会の決議の如何にかかわらず、組合員各自の配分額を定めこれを交付する権限を有している、③X組合総会における配分表の上程はY₁が決定した配分額の報告に過ぎない、④総会では配分原案は多数決をもって可決された、などと主張して争った。

2 判決要旨

（1） 本件「漁業補償金はX組合が共同漁業権を放棄したことに対する代償としてX組合に交付されたものと解」され、「X組合の存立の基盤である共同漁業権放棄の対価であるから、これはX組合にとって一種の清算的剰余金の性質を有するものと解すべく、従ってその処分については水産業協同組合法第48条第1項第6号（現行法7号…引用者注）により総会の決議を経ることを要すると解する」。

（2） 本件「漁業補償金配分案を審議した昭和36年12月23日のX組合の総会において配分案についての決議がなされたか否かについて見るに、」総会において本件「漁業権補償金の配分について、しじみ部門の組合員多数が反対を唱えているのに議長において賛否確認のための手段措置を何らとらずして総会を散会したものであるから」本件総会においては本件「漁業補償金の配分について総会の承認の議決そのものが存在しなかったと認められる。」

以上の理由により、不当利得の成立を認め、被告らに配分されていた合計約900万円全額

の返還請求を認容した。ただし、Xの請求額が請求の形式において上記の約900万円を超えるものであったので、判決は、請求一部認容、一部棄却、という形をとっている。

Xの第2次的請求は、証拠がないなどとして棄却された。

II 大阪地裁昭和52年6月3日判決

1 事実の概要

Y漁業協同組合は、昭和24年10月3日、水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合であり、大阪府泉北地区地先で共第14ないし第17号の共同漁業権（漁業法6条5項3号の第3種共同漁業を内容とする共同漁業権、以下本件共同漁業権という。）を有していたが、昭和35年頃、大阪府が本件共同漁業権の対象区域を含む泉北地区地先で臨海工業用地の造成事業を計画した。そこで、Y組合は同年頃から、T組合と共同して漁業補償などについて交渉を続け、両組合は昭和37年4月28日、大阪府と「大阪府は、造成事業に伴う一切の漁業の損失および造成地の利用に伴う一定区域内の一切の漁業の損失に対する補償金（見舞金も含む）として、金1億4,248万円を両組合に対して一括して支払い、両組合は、同日本件共同漁業権などを放棄する。」旨の協定を締結し、上記補償金の支払いを受けた。両組合は昭和38年3月15日、上記補償金の分配について協定を締結し、Y組合は8,206万8,480円（以下本件補償金という。）の分配を受けた。

Y組合は、このほかに大阪府から、昭和38年12月25日に海水浴場閉鎖見舞金161万円、昭和39年1月14日に岸和田木材コンビナート造成に伴う見舞金74万余円の支払いを受け、昭和39年2月14日、大阪府泉北地区臨海開発組合から本件造成事業に対する協力金1,500万円の支払いを受けた。

これらの本件補償金などは、各別に銀行に預金されている。

ところが、Y組合内部で、X₁ら（113名＝原告）側組合員らとY組合ら（Y組合及びY₁ら66名＝被告）側組合員らとが対立し、本件補償金などを円満に配分することができなくなった。

そこで、X₁らは、Y組合らを相手どって本件訴訟を提起し、①本件補償金などについての各預金債権、及び元組合長に対する預金利息の一部横領による損害賠償債権がX₁らとY₁らとの共有（準共有）に属することの確認、②上記各債権の民法258条1項による分割、③Y組合が上記各債権の請求、引出、受領などX₁、Y₁らの共有（準共有）権を侵害する一切の行為をしてはならないこと、を請求した。本件請求の原因事実として、X₁らは、①本件共同漁業権は、Y組合と、その組合員全員によって構成される総所有者団体とに質的に分有されて、Y組合がその管理権能を、上記総所有者団体がその収益（つまり漁業を営む）権能をそれぞれ有していた、②よって、収益不能（つまり漁業ができなくなること）によるX₁、Y₁ら漁民の損失に対する補償である本件補償金などは、X₁、Y₁ら組合員全員に総有的または合有的に帰属する（広義の共有に属する）、従って、本件補償金などの分配方法は、X₁、Y₁ら全員の合意によるか、民法258条1項の共有物分割手続によらなければならない、③分割方法について、具体的な損失の補償の基準としては、いわゆる電発方式などによるべきこと、

などと主張した。

これに対し Y 組合らは、①本件共同漁業権は、近代法的な法人である Y 組合だけに帰属していた、②本件漁業補償金などは、本件共同漁業権放棄の対価として、その帰属主体である Y 組合に対し支払われ、その組合財産となったものである、従って、その処分は、水産業協同組合法48条1項9号、50条4号に基づき、Y 組合の総会決議によるべきである、③仮に X₁ ら主張のとおり本件共同漁業権の収益権能が X₁, Y₁ ら組合員全員によって構成される総所有者団体に帰属していたとしても、この収益権能が本件補償金などの支払いによって価値(金銭)に還元された以上、総有関係は消滅した、この場合にも本件補償金などは、Y 組合の組合財産となる、④仮にそうでないとしても、本件補償金などは、当然に X₁, Y₁ ら組合員に分割的に帰属し、X₁, Y₁ らは Y 組合に対し、その分割された金銭債権を有するにすぎず、本件補償金など自体に対しては何ら権利を有しない、などと主張して争った。

また、Y 組合らは、本案前の主張として、①本件の原告に A, B 2名が含まれているが、この2名は、本件訴え提起当時すでに死亡していて実在せず、その後同人らの相続人らの追加提訴もないので、同人らの訴えは、死者によって提起された不適法な訴えとして却下されるべきである、②前記各債権を共有物分割の訴えによって分割することが仮に許されるとしても、共有物分割の訴は、固有必要的共同訴訟であって共有者全員が訴訟当事者とならなければならないのに、本件では、上述のとおり、共有者中原告 A, B の相続人らが訴訟当事者となっていないので、X₁ らの本件訴え中前記各債権の分割を求める部分は、不適法な訴えとして却下されるべきである、と主張した。

2 判決要旨

(1) 「本件訴状によると、本件訴は、A, B らを原告と表示して提起されているが、本件記録中の戸籍簿謄本によると、同人らは、いずれも本件訴提起の日である昭和40年3月30日(本件訴状の受付印から明らかである)以前にすでに死亡(Aは昭和37年10月19日、Bは昭和33年11月3日)しており、本件訴提起当時実在していなかったことが認められる。しかし、前掲戸籍簿謄本、本件記録中の X₁ ら全員の訴訟代理人に対する昭和40年3月19日付、同年6月5日付 A' 作成名義、同年6月8日付 B' 作成名義の各訴訟委任状、弁論の全趣旨を総合すると、A の唯一の相続人である A' および B の唯一の相続人である B' の両名(以下両名という)は、自分らが Y 組合に対し正式な加入手続をせず組合員名簿の書換も受けていなかったため、本件訴の提起にあたり、自分らを Y 組合の組合員であった両名の被相続人 A, B と表示して X₁ ら全員の訴訟代理人に対し訴訟委任状を提出したこと、そこで、本件訴状でも両名は A, B と表示されたこと、両名は、本件訴提起後昭和40年10月8日、当裁判所に対しそれぞれ自分名義の本件訴訟の委任状を追完したこと、以上のことが認められる。そして、これらのことからすると、本件訴状には原告 A, B と記載されているが、それらはそれぞれ A', B' を指称するものとするのであり得るのである。確かに、本件訴状の当事者の記載だけからすると、このことは困難である。そして『当事者の確定』ができるだけ明確な基準によってされるのが望ましいことはいうまでもない。とはいっても、この問題については、手続の安定および訴訟経済の要請を無視することができないからすでに進行した手続の濫及的覆滅をなるべく避ける方向で考えねばならないのである。この視点に立って本件

をみると、かりに本件訴状の記載のみに従って A, B を原告とみて、その訴を死者の訴であるから不適法であるとして却下すれば、A' (およびその訴訟承継人) と B' のこれまでの訴訟追行の結果が覆滅されてしまうことになるばかりか X₁ らの本件訴中、別表記載の各債権の分割を求める部分は、後述するとおり共有物分割の訴であると解されるどころ、共有物分割の訴は共有者全員を訴訟当事者としなければならない (大判明治41年9月25日民録14輯931頁参照) から、両名を除外した共有物分割の訴は不適法な訴として却下されることになる。しかし、この結論は、著しく訴訟経済に反する。また、本件の原告を A' (およびその訴訟承継人)、B' と確定したところで、被告らの利益主張の機会をなく奪われる者もない。

本件では、要するに別表記載の各債権つまり本件補償金などを、X₁, Y₁ 個人に配分することについて当事者間に異議がなく、そのための裁判上の和解期日が累ねられたのである。そこで、当裁判所は、この当事者の確定の問題を緩やかに解釈し、窮極の目的である本件補償金などの分割について結論を出すことにしたわけで、このことは、本件補償金などの支払いを受けてすでに10年以上を経過しながら、何らの解決を得ていない X₁, Y₁ らの利益に合致するとしなければならない。

以上の次第で、本件訴状で『原告 A』、『原告 B』と記載して提起された訴の真実の原告は、A' (現在は被承継人となっている) と B' であるから、これらの者に関する訴は適法であり、上記表示の誤りが、昭和40年6月14日付『訴状の補正の申立』と題する書面によって訂正されたことは本件記録上明らかである。

(2) 「本件共同漁業権は、Y 組合と、その組合員全員によって構成される総有者団体とに質的に分有されて、Y 組合がその管理権能を、上記総有者団体がその収益 (つまり漁業を営む) 権能をそれぞれ有していたとしなければならない。」

「Y 組合および Y₁ らは、本件共同漁業権が、近代法的な法人である Y 組合だけに帰属していたと主張している。Y 組合が近代法的な法人であることはいうまでもないが、この主張は、個々の組合員の収益の法的根拠について説明がつきにくいし、……現行漁業法の立法経緯にも反するから、採用できない。」

「本件補償金などは、Y 組合の組合員である X₁, Y₁ らが、本件共同漁業権喪失によって漁獲することができなくなることによって被る損失を補償する目的で、一括して Y 組合に対し支払われたことが認められ、この認定に反する証拠はない。」

「そうすると、本件共同漁業権の収益権能が Y 組合の組合員である X₁, Y₁ ら全員によって構成される総有者団体に帰属することは前述したとおりであるから、その収益権能喪失による損失を補償する目的で支払われた本件補償金などが、X₁, Y₁ ら全員の総有 (広義の共有 (準共有)) に属することは明らかである。もっとも、本件補償金などは、金銭であるから漁業権と異なり可分であることはいうまでもないが、前記総有者団体の団体的結合性に影響されて、分割されずに単一のまま Y 組合の一般財産とならずに X₁, Y₁ ら全員の共有 (準共有) となったと解するのが相当である。」

「Y 組合および Y₁ らは、以上と異なり、かりに本件共同漁業権の収益権能が X₁, Y₁ ら組合員全員によって構成される総有者団体に帰属していたとしても、この収益権能が本件補償金などの支払いによって価値 (金銭) に還元された以上、総有関係は消滅し本件補償金などは、当然に X₁, Y₁ ら組合員に分割的に帰属し、X₁, Y₁ らは、Y 組合に対し、その分割され

た金銭債権を有するにすぎず、本件補償金など自体に対しては何ら権利を有しないと主張している。しかし、この主張は、本件共同漁業権の収益権能の総有という権利関係の法的性格（共同漁業権を失なってもただちに団体が消滅せず、清算の目的の範囲で存続する）にそぐわないから採用しない。」

（3）別表記載の各債権（以下本件各債権ともいう）は、「 X_1, Y_1 らの共有（準共有）に属するとともに、 X_1, Y_1 らが、その共有（準共有）持分の分配（分割）請求権を有している……。そして、本件で X_1, Y_1 ら間に本件各債権の分割の協議が調わないことは、弁論の全趣旨によって明らかである。従って、当裁判所は、民法264条258条1項に基づき、裁判上の共有物分割手続によって、本件各債権を X_1, Y_1 ら間で分割することにする。」

「ところで、『漁業補償金は、組合が共同漁業権を放棄したことに対する代償として組合に交付されたものと解されるから、これは組合にとって一種の清算的剰余金の性質を有するものと解すべきである。従って、その処分については水産業協同組合法48条1項7号により総会の決議を経ることを要する。』（富山地高岡支部判昭和43年5月8日判例時報554号64頁参照）との見解があり、Y組合および Y_1 らもその旨主張している。しかし、本件補償金などは、前記認定のとおり、Y組合の組合員である X_1, Y_1 らが本件造成事業によって漁獲ができなくなることによって被る損失を補償する目的で、一括して Y 組合に対し支払われたもので、Y 組合が本件共同漁業権を放棄したことに対する代償（対価）ではない。また、前記見解に従って Y 組合が総会を開催して議決を得ようとしても、それが困難であることは、 X_1, Y_1 ら間で本件各債権の分割の協議が調わないことから、優に推認することができる以上、この見解では、本件各債権は分割されないまま放置されることになり、本件紛争の解決にならないことは必定である。そのうえ、総会を開いて多数決によって本件補償金を分割した場合、 X_1, Y_1 ら全員の利益を満足させるに足りる衡平妥当な分割ができるかどうか、疑問である。従って、前記見解は採用できない。」

本件各債権の分割の基準については、昭和31年から昭和35年までの5年間の X_1, Y_1 らの漁業実績を基準に分割するのが最も合理的であると判断する。（具体的方法として本判決は、 X_1, Y_1 らが上記5年間に従事していた漁業形態を7つに分類し、その各漁業形態（非従事者を含む。）に指数を割り当て、その指数の総和に対する X_1, Y_1 らの指数の割合によって分割した。）

以上の理由により、原告の請求の大部分を認容し、一部を棄却した。棄却されたのは、元組合長の横領による損害賠償債権に関する請求であり、横領の事実が認定されなかった。

III 若干のコメント

I で見たように、判例〔1〕は、漁業補償金は共同漁業権放棄の代償（対価）であるから、組合にとって一種の清算的剰余金の性質を有し、その処分については水協法48条1項7号により総会の決議を経ることを要する、と判示した（判旨（1））。従って、これは、共同漁業権消滅補償の被補償者は漁業権者たる組合である、という見解をとっているといえる。これに対し判例〔2〕は、II で見たように、共同漁業権の収益権能が組合員たる X_1, Y_1 ら全員

によって構成される総有者団体に帰属するので、その収益権能喪失による損失を補償する目的で支払われた補償金などは X_1, Y_1 から全員の総有（広義の共有〔準共有〕）に属し、 X_1, Y_1 からはその共有（準共有）持分の分配（分割）請求権を有する、と判示した（判旨〔2〕）。従って、これは、共同漁業権消滅補償の被補償者は組合員たる X_1, Y_1 から全員によって構成される総有者団体（いいかえると漁業行使権者たる組合員）である、という見解をとっている。判例〔2〕の判旨〔2〕でも明らかのように、両判例の見解の違いは、共同漁業権が、近代法的な法人である組合だけに帰属しているか、組合と組合員たる X_1, Y_1 から全員によって構成される総有者団体とに質的に分有されて、組合がその管理権能を総有者団体がその収益（つまり漁業を営む）権能を有しているかとの違いに基づいている。

この問題に関する学説を見てみよう。共同漁業権消滅補償の法的性質については、上記の2つの判例に対応して、学説は大きく2つに分かれている³⁾。第1は、共同漁業権消滅補償の被補償者（相手方）は組合である、とする説である。この説は更に、補償金の帰属について、①第1次的には組合であるとする考えと、②帰属は内部関係のことであり請求とは別に考えて、直接組合員なり漁業従事者なりに帰属する考え、とに分かれる⁴⁾。

第2は、共同漁業権消滅補償の被補償者は漁業行使権者（組合員）である、とする説である。この説の根拠は、行使権者（組合員）が実質上の漁業権者であり、理論的には共同漁業権は総有権的性質をもつこと、などである⁵⁾。

検討されるべきことは多いが、共同漁業権消滅補償の被補償者については、判例〔2〕の判旨〔2〕に賛成する。

判例〔1〕の判旨〔2〕、判例〔2〕の判旨〔1〕、〔3〕についてのコメントは割愛する⁶⁾。

注1) 判例時報554号64頁。

2) 判例時報865号22頁、下級裁判所民事裁判例集28巻5-8号655頁。

3) 「漁業補償について—その2—」（補償研究1966年9月号）2頁以下、野村好弘ほか『公害による漁業被害の損害賠償に関する研究』（1970年）29-30頁参照。

4) 舟田正之・本稿判例〔1〕評釈（ジュリスト491号）130頁は、共同漁業権は組合員の総有であるが、その放棄の代償としての補償金が問題になるところでは、実質が総有であるということは意味を失わざるをえず、従って、本件漁業補償金は、実質においては個々の漁業者の離業補償金ではあっても、法律上は、あくまで共同漁業権の形式上の権利者たる協同組合のみを当事者とするべきである、と述べる。

5) 武井正臣「漁業紛争と漁業補償に関する諸問題」（法社会学28号）55頁、同「漁業法制度と漁業紛争—沿岸漁業を中心として—」（農業法研究10・11・12合併号）99-100頁参照。

6) 本稿判例〔2〕の判旨〔1〕についての解説として、井上治典・本稿判例〔2〕解説（判例タイムズ367号297頁）がある。